

個性心理學研究所総本部 講師派遣規約（一般）

第1条 本規約の目的

本規約は、貴殿（貴社）が個性心理學その他に関する講演、講義、研修、勉強会、セミナー等（以下「講演」といいます。）に、個性心理學研究所®の所長である弦本將裕、その他の講師（以下「講師」といいます。）の派遣を個性心理學研究所総本部（以下「総本部」といいます。）に依頼する場合の条件等を規定するものです。

第2条 講師派遣契約の成立

貴殿（貴社）は、講演への講師の派遣を総本部に依頼する場合、講演の開催予定日の3か月前までに、個性心理學研究所®公式サイト of 講演依頼ページその他総本部所定の方法により申込みを行うものとします。総本部は、貴殿（貴社）から講師の派遣の申込みを受けた場合、講演の内容、日時・時間、会場の場所、講師派遣料等の諸条件について検討し、必要に応じて貴殿と話し合いの上、貴殿（貴社）からの講師の派遣の申込みに対する諾否を支局に通知いたします。貴殿（貴社）からの講師の派遣の申込みに対して総本部が承諾する場合、その承諾の通知が貴殿に到達した時点で、総本部と貴殿（貴社）との間に講師派遣に係る契約（以下「講師派遣契約」といいます。）が成立し、当該講師派遣契約に本規約の内容が適用されるものとします。総本部は、貴殿（貴社）が企画する講演の日時、内容、目的等によっては、講師の派遣に応じられないことがあります。

第3条 講師派遣料

貴殿（貴社）は、総本部が講師を派遣し講演を行う対価として、総本部所定の講師派遣料の他、交通費、宿泊費等の費用を支払うものとします。講師派遣料および費用の支払いは、株式会社個性心理學研究所からの請求書に基づき講演の終了後7日以内に、株式会社個性心理學研究所が指定する金融機関の口座に振り込む方法によるものとします。（振込手数料は貴殿（貴社）にて負担するものとします。）

第4条 キャンセル料

貴殿（貴社）は、第2条に基づき講師派遣契約が成立した後その都合により講師の派遣をキャンセルした場合、そのキャンセルの時期に従い以下に定める金額を、株式会社個性心理學研究所からの請求書を受領後7日以内に、前条に規定する方法により支払うものとします。

キャンセルの時期	キャンセル料
講演の開始日の30日前～15日前までの期間	講師派遣料の60%
講演の開催日の14日前～8日前までの期間	講師派遣料の80%
講演の開催日の7日前～講演の開催日当日までの期間	講師派遣料の100%

第5条 権利の帰属、保証

1. 総本部から派遣された講師が講演で使用する資料や講演の内容等に関する著作権、著作者人格権、ノウハウ等の知的財産権その他の権利は、総本部、講師または原権利者に帰属するものであり、貴殿（貴社）は、総本部の事前の書面による承諾をなくして、講演で使用する資料や講演の内容等を、講師派遣契約に基づく講演以外の目的で利用することは一切できません。
2. 総本部および講師は、講演で使用する資料や講演の内容等について、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切しません。

第6条 総本部または講師の免責

1. 交通手段等の事情により、予め決められていた日時場所に講師が到着できず予定通りに講演を開始できない場合、総本部は速やかに貴殿（貴社）と対応を協議するものとします。
2. 地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、講師の急病、その他やむを得ない理由により総本部が講師を派遣できず予定通りに講演を開催できない場合、総本部は速やかに貴殿（貴社）と対応を協議するものとします。

3. 前2項の事由その他不可抗力により講演が予定通り行われず貴殿(貴社)が損害を被った場合においても、総本部または講師は損害賠償等の責任を負わないものとします。ただし、総本部は、講演が予定通り行われなかったこととの代替措置等について貴殿(貴社)と誠実に協議するものとします。
4. 総本部または講師の責めに帰すべき事由によらないで講演に関しトラブルが発生した場合、貴殿(貴社)の費用と責任においてこれを解決するものとし、総本部または講師に一切の負担をさせないものとします。

第7条 損害賠償額の上限

本規約または講師派遣契約に関し、総本部または講師が貴殿(貴社)に対して損害賠償責任を負う必要がある場合、講師派遣契約で規定した講師派遣料(税抜)の額をもって損害賠償額の上限とします。

第8条 解除

1. 総本部は、貴殿(貴社)に次の各項に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに講師派遣契約を解除することができます。
 - (1) 講師派遣契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
 - (2) 支払い停止状態に陥った場合、その他経営状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
 - (6) 講演の内容や目的が、総本部、講師、受講者その他第三者の信用、名誉、利益を害する等、不正、違法なものであると総本部が判断した場合
2. 総本部は、貴殿(貴社)が講師派遣契約に違反した場合であって、催告後も2週間以内に貴殿(貴社)が当該違反を是正しない場合または是正が不可能な場合は、講師派遣契約を解除することができます。
3. 本条に基づく講師派遣契約の解除は、総本部の貴殿(貴社)に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第9条 反社会的勢力の排除

1. 貴殿(貴社)は、本契約の締結時において、自ら(貴殿が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、および講演に関しかかる反社会的勢力の関与がないことを確約するものとします。
2. 貴殿(貴社)は、自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて、個性心理学研究所総本部、講師その他個性心理学研究所の関係者の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
3. 総本部は、貴殿(貴社)が前項に違反し、または第1項の規定に基づく表明もしくは確約に関して事実と異なることが判明し、講師派遣契約に基づく取引の継続が不適切である場合、講師派遣契約本契約を即時に解除することができるものとし、その場合、貴殿(貴社)に対して損害を賠償する責を負いません。

第10条 管轄裁判所

本規約または講師派遣契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条 変更

本規約の内容は総本部が必要と認めた場合には、総本部のウェブサイトに掲載することにより、貴殿(貴社)の承諾を得ることなく随時変更できるものとします。

以上
202104